

お知らせ

令和6年7月16日

課名	岡山県美作県民局 健康福祉部真庭保健課
担当	掛屋、川本
電話	0867-44-2990

令和6年度第1回真庭圏域地域医療構想調整会議を開催します

岡山県真庭保健所では、真庭圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整を行うため、次により、令和6年度第1回真庭圏域地域医療構想調整会議を開催しますので、お知らせします。

記

1 日時

令和6年7月24日（水） 13:00～14:30

2 開催方法

ハイブリッド開催（会場及びウェブ会議システム Zoom を使用予定）
会場：岡山県美作県民局真庭地域事務所3階大会議室
真庭市勝山591

3 運営協議会委員の構成

市町村、関係行政機関及び医療関係団体等（名簿のとおり）

4 議事内容

- ・今後の地域医療構想について
- ・真庭地域の現状と課題について

5 会議の公開

別紙会議開催案内（公開）により会議は公開しますので、傍聴を希望される場合は会議の開催時刻までに会場にお越しください。先着順で定員に達し次第締めきります。

6 その他

会場内に報道席を設けています。

真庭圏地域医療構想調整会議委員名簿

(任期：令和6年3月1日～令和8年2月28日)

(令和6年7月1日現在)

氏名	所属 ・ 役職名	備考
池田 文昭	真庭市医師会長	
金田 道弘	岡山県病院協会真庭支部長	
岡 孝一	真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業管理者・院長	
大國 伸	真庭歯科医師会長	
湯浅 勇巳	岡山県薬剤師会真庭支部長	
長尾 由美子	岡山県看護協会真庭支部長	
藤元 智恵子	岡山県栄養士会真庭支部長	
杉本 喜美恵	真庭保健所管内愛育委員連合会長	
片岡 貞枝	真庭保健所管内栄養改善協議会長	
長田 正之	真庭市民生委員児童委員協議会長	
大美 勝	真庭市消防本部消防長	
大橋 雅未	岡山県介護支援専門員協会真庭支部 代表	
屋敷 福太郎	理学療法士会 代表	
飯嶋 信博	作業療法士会 代表	
樋口 竜悟	真庭市健康福祉部長	
柴田 清	新庄村住民福祉課長	
段 利明	全国健康保険協会岡山支部企画総務グループ長	
池田 恵子	岡山県老人保健施設協会 (老人保健施設白梅の丘 事務長)	
藤井 美知子	真庭市老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム千寿荘 荘長)	
井口 大助	医療法人社団井口会総合病院落合病院 院長	
棟田 耕二	医療法人真庭慈風会津山中央まにわ病院 院長	
河本 英世	河本医院 院長	
山上 洋治	医療法人山上会まにわ整形外科クリニック 院長	
計	23名	

(順不同・敬称略)

会議開催案内(公開)

令和6年度第1回真庭圏域地域医療構想調整会議を次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

令和6年7月16日

真庭圏域地域医療構想調整会議

1 開催日時

令和6年7月24日(水)13:00～14:30

2 開催場所

岡山県美作県民局真庭地域事務所3階大会議室
真庭市勝山591

3 議題

今後の地域医療構想について
真庭地域の現状と課題について

4 傍聴定員

5人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
- (2) 受付開始時刻は当日12時45分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 会場傍聴要領

別紙2のとおり

7 問い合わせ先

岡山県真庭市勝山591
岡山県真庭保健所保健課保健対策班
電話 0867-44-2990

真庭圏域地域医療構想調整会議傍聴要領

真庭圏域地域医療構想調整会議の会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、非開示情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は5名程度(先着順)とします。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 飲食すること
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。